

(事業主の皆様へお願い)

～e-Gov の取得期限（通知後 90 日）が経過し、 公文書のダウンロードが出来なくなった場合～

電子申請で雇用保険関係手続後、電子公文書の取得期限（通知から 90 日）が経過し、e-Gov 電子申請システムにて当該公文書のダウンロードができなくなった場合、以下の書類をご提出いただくことにより、公文書の写し（紙）を再交付します。

●雇用保険各種届出書等再作成・再交付申請書（群馬局様式）

（雇用保険のしおり～事業主の事務手続の手引き～R6 年 10 月版：213 ページ参照）

（注：法令に基づく申請ではないため、電子申請の対象外になります）

（注：再交付できるのは、申請書に記載のハローワークで対応できる書類のみです）

～雇用保険各種届出書等再作成・再交付申請書の手続のご案内～

1. 提出書類

- ・雇用保険各種届出書等再作成・再交付申請書（※）

（到達番号を追記いただくとスムーズです）

※他局様式（基本権限委任の欄がない）で、代理人申請の場合は別に委任状が必要です。群馬局様式は委任状に相当する欄を設けてありますので、ご記入の際、基本権限の証明にご活用下さい。

- ・上記申請書の裏面（第 2 面）に記載の書類（身分証明に係る書類等）
- ・返信用封筒（特定記録等料金分の郵券貼り付け）または返送先を記入済みのゆうパック（やむを得ず郵送で行う場合）

2. 提出先

管轄のハローワーク（本所・出張所）

（雇用保険電子申請事務センターでは対応できません）

3. 留意事項

雇用保険に係る公文書の写し（紙）を再交付します（電子公文書は再交付できません）。

なお、徴収関係の電子公文書につきましては、当該手続の対象外になりますので、管轄の労働基準監督署（2 元雇用保険、事務組合除く）または労働局労働保険徴収室へお問い合わせ下さい。e-Gov の雇用保険（ハローワーク）以外の電子申請につきましても、ハローワークでは対応できませんので、各担当機関にお問い合わせ下さい。

また、雇用保険被保険者資格取得届等で新規に被保険者番号を付与している等、被保険者番号がご不明な場合は、事前に雇用保険適用事業所情報提供請求書（雇用保険のしおり～事業主の事務手続の手引き～R6 年 10 月版：209 ページ参照、電子申請対象外）にて、当該請求書を書面にて作成（要添付書類：当該請求書の裏面（第 2 面）参照）いただき、管轄ハローワークにてお手続きの上、被保険者氏名、生年月日、被保険者番号をご確認下さい。個人情報漏洩防止のため、お電話・口頭等では、雇用保険被保険者番号の調査・検索・お答え・情報提供等は出来ませんので、予めご了承ください。

・e-Gov の処分通知の到達につきまして、デジタル庁の見解（令和 7 年 3 月現在）では「現実に了知し、又は了知し得べき状態におかれたか」という観点から判断され、実際にダウンロードしたか否かは問わず、処分通知が e-Gov 電子申請サービスのファイルに記録したことをもって当該通知が到達した、と解釈されています（なお、e-Gov 電子申請サービスにかかる各種最新の解釈につきましては、デジタル庁へお問い合わせ下さい）。